官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（八一）　二
〔政　令〕
○租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（四〇一）　四
○電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四〇二）　五
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（四〇三）　六
○知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令（四〇四）　六
〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六八）　六
〔その他告示〕
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一八四五）　六
○農薬を登録した件（同一八四六）　七
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（国土交通一〇四四、一〇四五）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一〇四六～一〇四八）　八
○信号符字を点附した件（同一〇四九）　八
○信号符字を取り消した件（同一〇五〇）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（同一〇五一）　八
○船舶国籍証書が無効となった件（同一〇五二）　八
〔国会事項〕
公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件（同二二）　九
個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十七条第三項第二号の規定に基づき、令和四年人事院公示第十二号の一部改正に関し、決定した件（同二三）　九
庁舎移転（人事院）　九
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示五、岡山同四）　九
〔公　告〕　九
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一三〇
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二一）

本号で公布された法令のあらまし

◇租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十一号）（財務省）

1　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止等

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例は廃止するものとし、これに関連する規定を削除する。（本則関係）

2　附則

(1)　この法律は、一部の規定を除き、令和七年十二月三十一日から施行する。（附則第一条関係）

(2)　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

一定の揮発油の製造者等が揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止時に所持する一定の揮発油について、所定の手続に基づき、税率の差額分を控除・還付する経過措置を講ずる。（附則第二条、第三条関係）

(3)　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえた軽油引取税の税率の特例に関する措置

国は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえ、軽油引取税の税率の特例について、財源の確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、軽油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金に代えて、令和八年四月一日に廃止するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。（附則第五条関係）

(4)　安定財源の確保の方針

国は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止並びに(3)の措置による軽油引取税の税率の特例の廃止のための安定財源の確保については、次の方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。（附則第六条関係）

イ　徹底した歳出の見直し等の努力による財源の確保を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係特別措置の見直し、極めて高い所得に対する負担の見直し等の税制措置を検討し、令和七年末までに結論を得ること。